



公 示

下記農地は農地法第33条第1項に該当する農地であるので、同法第32条第3項（同法第33条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

令和8年9月1日

横芝光町農業委員会
会長 伊藤 直樹



記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	農地に関する 権利の種類	農地法第33条の 該当事項等	農地の所有者等の情報
於幾 159	田	2,003	所有権	第1項	登記名義人 奈良 健次 令和4年12月24日死亡
於幾 170	田	2,305	所有権	第1項	
於幾 285	田	1,749	所有権	第1項	
於幾 758-1	田	544	所有権	第1項	
於幾 814-1	田	813	所有権	第1項	
於幾 814-3	田	108	地上権	第1項	
於幾 814-4	田	52	所有権	第1項	
於幾 815-1	田	867	所有権	第1項	
於幾 815-3	田	112	地上権	第1項	
於幾 815-4	田	14	所有権	第1項	
於幾 816-1	田	906	所有権	第1項	
於幾 816-3	田	89	地上権	第1項	
於幾 817-1	田	935	所有権	第1項	
於幾 817-3	田	59	地上権	第1項	
於幾 834-1	田	999	所有権	第1項	

所在・地番	地目	面積 (㎡)	農地に関する 権利の種類	農地法第33条の 該当事項等	農地の所有者等の情報
於幾 847-1	田	985	所有権	第1項	登記名義人 奈良 健次 令和4年12月24日死亡
於幾 853-1	田	527	所有権	第1項	
於幾 857-1	田	689	所有権	第1項	
於幾 873-1	田	634	所有権	第1項	
於幾 1577-1	田	515	所有権	第1項	
於幾 1684-1	田	971	所有権	第1項	
於幾 1687-1	田	946	所有権	第1項	
於幾 1702-1	田	210	所有権	第1項	
於幾 1756-1	田	999	所有権	第1項	

農地法第33条第1項 耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確
実と認められるものとして農林水産省令で定める農地

2 この公示は、農地法第33条第1項の農地について、当該農地について同法第32条
第2項及び第3項（これらの規定を同法第33条第2項において準用する場合を含む。）の
規定による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基
づき使用及び収益をする者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うもの
である（農地法施行規則第74条の2により探索を行ったとみなされる場合を含む。）

3 上記の農地所有者等は、この公示の日から起算して2月以内に、次に掲げる事項を記
載した申出者に当該農地についての権原を証する書類を添えて農業委員会に提出するもの
とする。

（1）申出を行う者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、
代表者の氏名）

（2）当該農地の所在、地番、地目、面積

4 また、この公示があった日から起算して2月以内に所有者等から申出がなかった場合
には、農地法第41条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農
地（農地法第32条第1項第2号に該当するものを除く。）について都道府県知事の裁定に
より利用権の設定が行われることがある。